

1. 件名：「玄海原子力発電所3，4号炉の地震等に係る新基準適合性審査  
（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事  
業者ヒアリング（23）」

2. 日時：令和5年8月22日（水） 16時00分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全規制調整官 他3名

九州電力株式会社：担当者8名

5. 要旨

九州電力株式会社から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請のうち、令和5年8月17日に提出のあった資料について説明があった。

これに対し、原子力規制庁から、本申請で実施した評価と基準・規則における条文との関係、Ss-6による評価結果が既許可評価を含めた中で最も厳しいケースとなる場合の資料への明示のさせ方、各評価結果のケース呼称が統一されているか等について事実確認を行った。

6. 提出資料

<<本年8月17日に受取済み>>

- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設を除く）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設）・・・（非公開）